二項第三号ロ」を「同令第二十七条の四第二十四項第三号ロ」に改め、「とし、新租税特別措置法施行令第二十七条の四第三十七項の認定を受けた合理的な方法には旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十項の認定を受けた合理的な方法を含むものとし、新租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十項の届出をしたときには旧租税特別措置法施行令第二十七条の四第三十七項の届出をしたときを含むものとし、新租税特別措置法施行令第二十七条の四第三十八項の届出をしたときには旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十一項の届出をしたときを含むもの」を削り、同条第三項中「新租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十七項の」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第十九項の」に、「新租税特別措置法施行令第二十七条の四第十九項第三号ロ(1)」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十七項第三号ロ(1)」に、「新租税特別措置法施行令第二十七条の四第十九項第三号ロ(2)」に改め、同条第四項中「新租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十六項第一号に」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第十八項第一号に」に、「新租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十六項第三号イ」を「同令第二十七条の四第十八項第四号イ」に、「同条第二十八項第一号」を「同条第二十六項第一号」に、「同条第二十七項の」を「同条第十九項の」に改め、同項第一号中「新租税特別措置法施行令第二十七条の四第十八項第一号、第三号又は第四号」に改め、同号イ中「新租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十七項第三号イ」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第十九項第三号イ」に改め、同項第二号中「新租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十六項第四号」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第十八項第五号」に改め、同号イ中「新租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十七項第四号イ(1)」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第十九項第四号イ(1)」に改め、同号ロ中「新租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十八項第三号」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十九項第三号」に、「同条第二十七項第四号ロ」を「同条第十九項第四号ロ」に改める。

附則第四十九条中「新租税特別措置法施行令第三十七条の三第五項」を「租税特別措置法施行令第三十七条の三第六項」に改める。

附則第五十七条中「第三十九条の二十四の二第十八項」を「第三十九条の二十四の二第二十項」に改める。

（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二十条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条第二項中「新令」を「租税特別措置法施行令」に、「。第十三項第一号ロ(1)」を「。第十五項第一号ロ(1)」に、「同条第十三項第一号ロ(1)」を「同条第十五項第一号ロ(1)」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二十一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の項第一号中「、第二十条の二第十四項」及び「、第三十八条の四第二十四項」を削る。

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第二十二条　構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第六項中「第八十七条の六第七項」を「第八十七条の六第八項」に、「同条第八項前段」を「同条第九項前段」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第八項の表租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の項の第四欄中「第八十七条の六第八項前段」を「第八十七条の六第九項前段」に、「同条第八項前段」を「同条第九項前段」に改める。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

税理士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十六号

税理士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）を実施するため、この政令を制定する。

税理士法施行令（昭和二十六年政令第二百十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二号中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「又は税理士であつた者」を「、税理士であつた者又は法第五十四条の二第一項の税務相談を行つた者」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十七号

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第七条第十一項第五号（同法第十一条第八項及び第十五条第十四項において準用する場合を含む。）、第十三項第六号（同法第十一条第九項及び第十五条第十五項において準用する場合を含む。）、第十七項第六号（同法第十一条第十一項及び第十五条第十七項において準用する場合を含む。）及び第十九項第六号（同法第十一条第十二項及び第十五条第十八項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第六項中「第三項までの規定は」を「第四項までの規定は」に、「から第三項までの規定中」を「、第二項及び第四項中」に改め、同項の表第二項の表の項の次に次のように加える。

第三項	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二第十六項	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第十項